

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第7号

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「定年前再任用短時間職員」を「定年前再任用短時間職員及び新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」に改め、同項第1号中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の215」を「100分の315」に、「100分の151.5」を「100分の149」に、「100分の255」を「100分の375」に改め、同項第2号中「100分の116」を「100分の113.5」に、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の137」を「100分の134.5」に、「100分の151.5」を「100分の149」に改め、同項第3号中「100分の104.5」を「100分の102」に、「100分の124.5」を「100分の122」に改め、同項第4号中「100分の96」を「100分の93.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改める。

第24条第1項第1号中「100分の53.25」を「100分の113.5」に、「100分の63.25」を「100分の134.5」に改め、同項第2号中「100分の49.75」を「100分の102」に、「100分の59.75」を「100分の122」に改め、同項第3号中「100分の47.75」を「100分の93.5」に、「100分の57.75」を「100分の112.5」に改める。

第28条を第29条とし、第27条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第25条中「2条」を「3条」に改め、同条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

第25条 特定任期付職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の87.5以上100分の262.5以下
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の77.5
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の71以下

2 第23条第2項の規定は、前項第3号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。